

これは業者の方の御都合でおやりくださることだから、政府としては安ければいい、安くないのだから、それでいい、やないかというふうな意見もあり、その他いろいろ意見がありまして、まづ政府として結論に至っておりませんので、今回の改正にあたりましては、その点に触れなかつた次第でございます。

○選派委員 私もそういうことがあるというところは、ほのかに仄聞しておるのではありませんが、しかし主務官庁が一番よく事情を承知しておるのです。よその人は関心が薄い。重ねて私は申し上げますが、今日あらゆる商品にいたしましても、取引市場におきまして、何ぼ安くてもいいという、そんなことが常識で考えられるでしょうか。一万円のものでも五千円でも三千円でもいいというふうなことは、考えられないでしょう。これがいわゆる役人のやり方の一番の欠陥なのです。そういうようなことは、常識上考えられないことです。それが結局國家に大きな損害を及ぼす原因になつて来るのです。理論的には、一万円より五千円のもの、国費の節減になるという一つのりくつは通るでしょう。しかし先ほども申し上げたように、物を見て買うならそれでいいでしょうが、あとからつくるのだから、だれが一万円どうしてもいいものでも五千円でやりますか。それには結局いろいろのからくりがあると思う。あるいは仕事の事情上、そこに行く人もまれにはあるでしょう。しかしながら、またそこに手抜きをする人もできて来ると思います。おおむね安いもの、いいものがないというところは、古今東西を通じての原則であります。金言

であります。まれには将来のことを考へまして、一時は犠牲になりまして、あとでまたその埋合せをしようということがあると思います。けれども、大多数の場合、私は安いもの、いいものはないと思う。そしてこの事情は、おそろく建設省の係の方が一番よく承知しておられる。他の関係の者は、関心がそれほどない。そこで私は、今日は強く論じませんが、そのつもりで國民の要求するような堅牢な理想的な事業を遂行してもらいたい、危険を冒してはいかぬ、こういう注文をするのには、やはり正当な価格を払うというのでなくちやならぬと思ひます。だから、適當な機会にひとつそういうことをやつて、業法の改正をもう一度やるようなことを考えていたいただきたいと思ひます。これだけ強く要望しておきます。

○石破政府委員 ただいまの選派委員の御意見に對しましては、政府におきましても、十分検討させていただきます。近い将来に結論を出させていただきます。このように考えております。

○佐藤(虎)委員 ただいま選派委員御質問がありました。私も選派委員と同じように業界の一員であつたのであります。なるほど最低価格をきめるといふことは、最も必要性を感じるであらうと思ひますが、いま一歩進んで、私が考えますときに、この最低価格をきめた場合、お役所の人と業界あるいは政治家が結託したしまして、その最低価格がもし、めがね——われわれは俗にこう申しますが、事前に漏れて醜惡なる事実が暴露するときは、どういふ結果を生ずるか。大きな日本の建設事件の発端というものは、ことごとく建設業界からわいております過去

の歴史を、私はよく承知しております。そこで、入札というもののつきまはしては、おのずと良心と勇氣がなければ、入札はでき得ないのであります。良心的な勇氣あつてこそ、入札といふものができると私は考えております。そこで、この請負制度に對しまして、私も一番案ずることは、工事は請負おしめたが、その工事の損失大なるがゆゑに途中で放棄してしまふ、この場合一番お困りになるのは当局であります。ゆゑに私は、この法案改正の必要ありとすれば、落札者に対しては銀行保証のつく者、その落札者と当局は契約する、こゝういふ結果ならば、私も現行の入札制度で何ら支障はないと思ひます。特に最近、終戦後あらゆる角度の何ら経験なき者が、請負業界にずいぶん身を投じておるやうであります。それは私も良心的に考へて、主務官庁が特にその指名者を能力あり、完成でき得る技術者なりと認めて指名に入れるであらうと考へます。ゆゑに、私はこの最低価格といふ問題につきましては、一応将来に残さず、大規模事件が惹起しはしますまいかと憂えるものでありますから、本法案はしばらく、検討の余地を置きまして、保留にせんことを望むものであります。

○瀬戸山委員 ただいまの問題に關連して、ちよつと建設局に聞いておきます。最低限を引いた方がいゝといふいろいろの議論がありますが、それを引かないから、今選派委員からお話になりましたように、一万円の予算のものをあるいは五千円、三千円で落札して工事を非常に相雑にする。従つて、結果的に言つて莫大な損害が起るといふことを言われたのであります。建設當局は、國の事業なり、もしくは他の事業について、さうなことがあつたといふことを認めておられるのですか。

○石破政府委員 御承知の通り公共事業は、政府と地方公共団体と両方でやつておるわけでありまして、政府においては會計法によりまして、目下のところは最低価格制は設けておりません。地方公共団体の方におきましては、それ／＼の條例によりまして、大体八割程度の最低価格制といふものをつておるやうであります。従いまして、地方公共団体の方ではさう安いのでもとつておる事例はないものと考へております。それでは國の直轄工事はどうかといふことについてお答えいたしたいと思ひます。具體的な事例がたいへん少いので恐縮でございますが、関東地方建設局におきまして、昭和二十七年に於いて請負に出しました件数が四百六十九件であります。そのうち途中で工事を投げたとか、あるいは検査院で批難を受けたとかいふやうな件を合計しまして九件あります。四百六十九件のうち、九件はまず事故があつたといふのが報告になつておりますが、その中で予定価格の十分の八以下でとつたといふのは、事例がゼロになつております。これはどういふわけかよくわかりませんが、これは業者の方では、高いものでとつた者もあれば安いものでとつた者もある。それをブールして御計算になつておるので、必ずしも安いものでとつたから、その工事を粗雑にしたとかいふやうなことになつていないだらうと考へております。

○瀬戸山委員 先ほど官房長からお話があつて検討するといふことですが、もちろん検討してもらふなければならぬと思ひます。そういう事例があつてきわめて不都合だといふ事態がなければ、私は検討する必要はないと思ひます。そこで私がこゝういふことを聞いたのは、建設業法には監督の規定があるのです。そういう場合の事例があれば、監督の規定によつて適當な指示をしたきり、營業の停止をしちやうなことができないやうになつておるのですが、さういふ營業の停止をした場合があるかどうか。

○石破政府委員 建設業法施行以來、請負契約につきましてのいわゆる不誠実な行為に對しまして監督処分を事例を申し上げます。大臣登録業者に對しまして、その法律に基きまして指示、勸告いたしましたものが一件、營業の停止をいたしましたのが三件、登録取消をいたしましたのが一件であります。それから知事登録業者に對しまして、指示、勸告いたしましたのが四十二件、營業の停止が二件、登録の取消が五件の処分をいたしております。

これは建設業法に基きまして監督でございますが、その他にそれ／＼発注官庁におきまして、不誠実な行為があつた者を今後の指名から除きますとか、それ／＼の処置は、このほかにいたしておることと考へております。

○久野委員長 本案に對する質疑は本日はこの程度にいたします。

○久野委員長 次に災害復旧に關して調査を進めます。發言の申入れがあります。よつてこれを許します。中島茂

喜君。

○中島(茂)委員 今回北九州地方を襲いました未曾有の大水害に關連いたしました、本院におきましては、特別委員会を設置いたしました、その対策を考究いたしておりますが、その特別委員会におきまして議論の中心になつております問題で、しかも本委員会に關係を持つております建設關係の二、三の問題につきまして、この機会に政府の所信を伺つておきたいと思ひます。

第一に、白川の直轄河川編入の問題であります。この問題は、特別委員会における議論を拝聴いたしております。と、かつて建設省で直轄河川編入の計画を立てて調査をしたことがありますが、ところが、その後地元の熱意がさめまして、そのまま今日に至つたといふことでもあります。ところがこの白川が不幸にして非常な災害を起しまして、この沿岸の人々に非常な脅威を与えたことは、すでに御承知の通りであります。従つて、白川の直轄河川編入につきましても政府の現在の意思を、編入する意思があるかどうかを、まず第一に伺ひたいのであります。

○戸塚國務大臣 白川の問題は、ただいまお話がありましたような経緯もあつたようでございます。なお、昨日私は特別委員会でも申し上げたのであります。直轄河川に編入することは政府で考へてみてよろしい。ただ、それがために一応の調査もいたしていただくから、さつそく調査にかかりたいと考へております。

○中島(茂)委員 九州における直轄河川は、たしか十数本あつたように記憶いたしておりますが、この河川改修費を見てみますと、一番大きなのは言ひ

までもなく筑後川でございます。十八年度予算にはたしか二億七千万円ほど計上してあるかのように記憶いたしております。ところが、その他の河川は、非常に改修費が少額でございます。一番多いものは、たしか四千万円くらいの改修費のように記憶いたしております。こうした少額の改修費をもつて、はたして直轄河川に編入すれば、ただちに白川の災害が取除かれる、かようなことはとうてい不可能でございます。まして、建設省で計画をいたしております河川改修の五箇年計画を見ましても、相当の費用がいりますのでござい

ます。ところが、これを直轄河川に編入いたしましても、わずか四千万や五千万の改修費しかつけれない。こういうことでは、地元の人たちの念願いたしております白川の改修が、いつの日になるかといふようなことが心配されるのでございまして、白川はもちろんでございまして、この機会に九州はもちろん、全国的にわたります直轄河川の改修費といふものを思ひ切つて増額する、そうすることによりまして、こうした非常の災害を未然に防止する、

こういふように将来の直轄河川の改修を方向づけなければならぬと考へるのであります。この点につきましても政府の所信を伺ひたいのであります。○戸塚國務大臣 先ほど白川を直轄にするつもりで調査をする申し上げましたのはもちろんあつた災害があつたからでもあります。上流なれば水源の阿蘇の山の関係等についても、國でよく研究し、白川そのものの管理を十分に必要があるといふことを考へたからであるのであります。お話を

なりますので、從來十分なことができなかった、これはまことに遺憾なことであるが、やむを得なかつたのではなかつたかと思ひます。しかし、そうかといつて、十分できるように予算が計上され得るかどうかといふことは、相当困難を伴うものであります。ただ、いまだに参りませうか、しかし川の問題をほんとうに処理して行かなければ、わが國は災害といふものによつて常に國民一般が脅かされてい

る状態でもありますので、將來は一層私どもも努力いたしまして、努めて改修の目的を達成し得るように進んで参りたい考へております。○中島(茂)委員 白川問題に關連いたしまして、白川の氾濫によりまして熊本市並びにその附近に阿蘇の火山灰を流し込みまして、この泥土を取除くことに、熊本市を初め、その附近は非常に苦勞をしておるようについておるの

であります。この泥土のとりわけに對します費用に對する助成の道が、現在の法規では不備である、こういう議論が繰返されておるのでもありますが、私どもは過去の災害を考へてみます場合に、北上川の氾濫によりまして一ノ関市、閉伊川の氾濫による宮古市の災害の場合を考へてみますと、この泥土の運搬といふことに對しましては、都市災害復旧費の財政補助によりまして二分の一の助成が行われたことを記憶いたしておるのであります。ところが、今回の熊本市の泥土の取除きといふことは、関

らない。そういうことでは、熊本市並びに熊本市の財政が破綻に瀕するといふことを言つておるようであります。これに對しまして、大野國務大臣は、できるだけ全額で持ちたい、こういうことを発言されておるのであります。これに對しましての建設大臣の御意向を伺つておきたいと思ひます。○戸塚國務大臣 これも昨日の特別委員会でもお話が出たのであります。今の制度、法律が不備であるといふうには、私考へませんが、今回の災害が極端であつたといふ、あるいはまた熊本市の泥土が全市をおおひ、あるいは附近の農地をおおつてしまつたといふような実情から考へまして、地方

の負担が容易でないだらうといふ点はよくわかります。大野大臣が金額を持つてやりたいといふような意思を表明されたことも承知いたしております。が、なお建設省當局としては、そういう意味も十分尊重いたしまして、もう少し考へをいたしたいといふふうに考へております。ただ、私が今心配いたしておりますのは、むしろ補助とかいふような金の問題よりは、あの泥土を早く取除くことが、最も地方のために大切なことじやないかといふ点で、いろいろ地元とも連絡をし、研究をいたしておるような次第でございます。

○中島(茂)委員 もちろん一日も早くとりわけのことについて研究を進めていただいております。これはけつこうでございます。早く取除くといふことは、結局金の問題がこれにくつて行かないで何か取除く名案を大臣が持つてあげばけつこうであります。問題は結局金の問題になつて来ると、私は

かように考へておるのであります。従つて、都市災害復旧費といふものから、今までの災害に對します泥土の取除きには助成がしてあるわけでございますが、こうした大災害の場合に、こうした泥土の取除きの補助を多額に出せるというふうなために、都市災害復旧促進法案といふものを、かねてから建設省で考へておつたおつたように聞いておつたのでござい

ますが、この機会にこういふ法律でもつくろうといふ御意思があるかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。○戸塚國務大臣 法律の改正をする案については、私承知いたしております。んので、計画局長から一応御説明申し上げます。○波江政府委員 ただいまの都市災害の關係として、その根拠となる法律を一応考へておつたことは事実でございます。従つて、被災都市災害復旧促進法案といふ法律案を一応用意したこともござい

ます。ただ具体的に現在熊本市の泥土の処理問題に關連いたしましては、現行法の範圍内におきましても、かなり補助の道は考へられ得るのではないかと。いふことで、研究を進めておるのでございまして、その点は大い

ただこれは、道路法上の道路というのとだけにとどまりませんで、その以外の道路法の適用を受けない道路に堆積した土砂の処理も、同時に考えて行かなければなりません。そういう観点につきましましては、これは先ほどからお話のごさじましたように、予算補助の道が従来はついておりました。ただ率については、お話のように二分の一程度でございまして、私どもの事務的な現在の考えでは、道路法の認定を受ける土砂の堆積処理、それからそれ以外の道路法の適用を受けない一般街路の土砂の堆積したもの、これはやはり同一な助成方法において考えらるべきではないかということで、現在研究をいたして、その線に沿って予算的な折衝をいたしております。かような考え方で進んでおるわけでございします。

○佐藤(虎)委員 政府当局に四点ばかり御意見を伺いたしたのでありますが、その前に委員長にひとつお尋ねをいたしたい。先月の二十五日より二十七日にかけて、近來まれなる大風水害が西日本を襲いました。国民ひとしく悩みつつあるものであります。この復興に對して、特別委員会というものが衆議院の中にできて御審議しておつてくださることを、まことに感謝しておるものであります。建設行政に關するものを、特別委員会の決定のまま建設委員会はのんでいいのかわか。同時に、委員長として一体どういう心構えでおられるか、委員長の意見を伺つておきたいと思ひます。

○久野委員長 お答えを申し上げます。建設委員会としては、所管事項でありますので、委員諸君とよく連絡をとりまして、これらの災害復旧事業に

ついての諸般の問題を急速に処理をいたしたいと考えておるわけでございします。引續き委員会も開催をいたしまして、特に先般あつせんした西日本の災害復旧事業の予算的措置その他についても、審議を進めて行きたいと思ひております。特に恒久的な対策の問題については、これは当然建設委員会として対策を樹立しなければならぬわけでありまして、政府あるいは委員の諸氏とも十分連繫をとり、また御意見を拝聴して、恒久的対策を一刻も早く樹立したい、かように思つております。

○佐藤(虎)委員 ただいまの委員長の御答えは了承いたしました。そこで政府当局にお尋ねいたします。この風水害に對してお見舞ひがたがた調査に派遣されましたときに、各地の町村の一番悩みの問題として、現在の公共事業の中の補助の対象は、十五万と私は記憶しておりますが、これは突発の風水害であるから、この十五万の枠をはずしていただきたいという陳情、熱意のほどを示された。私も、これに對して同様の意を表して参つたのであります。それは実情を見て初めてそういう感に打たれたのであつて、これに對して十五万という補助対象の枠を撤廃いたしますと、全国に大きな響きがあるのではないかと。すなわち国庫の補助が莫大になりはしないか、かように案ずるがゆゑに、かような未曾有の風水害を受けた場合は、特別を設けて、十五万といわず、実情調査によつて補助対象にするお氣持があるかどうか、その辺を当局に伺つておきたい。

○戸塚國務大臣 ただいまお尋ねの件

は、当局としても非常に心配いたしておるところであります。ことに、大野大臣が向うから歸つて來られての報告で、全町村の熱望であるという意味で、何とか考えなければいかぬということも承知しておるのであります。ただ、私がこゝで心配いたしますのは、今佐藤君からもお話がありましたように、この際あくを下げると、今後全国的な一般災害についても、いよく災害復旧費がふえる。先般も申し上げましたように、災害の復旧はなるべくその年度ないしは少くとも翌年度までに片づけるというふうにして行かなければ、災害が災害を生むような事象が多くなつて來る。これはかえつてたいへんなことであるから、この際法律でわくを広げるというか下げることはいたしたくない。しかし、今回の実情は十分察してやらなければならぬので、何かそこをうまくいふにはないかと実は考へておるのであります。昨日特別委員会でも、その話がだん／＼深入りして行つて、私もまだ言ひ足りないかもしれません。と、どうもお話ししたことは、県で十五万円、市町村で十万円、これを五万円ずつ下げてくれという希望のようでありましたが、普通ならば、それくらいの程度のことでは地方の経費でやればよいという考へ方も起る。しかし、一つの村、一つの町で何箇所もあれば、積つてこれが百万にも二百万にもなるということも考えられるので、今度の場合は、その簡単に片づけるわけにはいかぬ。そこで地方の町村でこれをやつてももう形にして、かりにこれの六割なり七割なりの補助をするというか、それに相当した額を平衡交付金で割當てるような

形をとれば、こちらの原則もくずさないし、救済もできると考へて、実は内輪でその話し合ひをしてはおるところであります。まだそうするところまで申し上げる段取りには参つておらない、こゝう申し上げたのであります。

○佐藤(虎)委員 大臣の答弁はよくわかりましたが、なるべく特例を設けて、でき得られるような方法をとつていただきたい、かようにお願いいたしておきます。

そこで、このたびの九州の風水害に對して、公共事業の交付金というものが二十八年度予算に繰入れられてあります。この予算が通過すると同時に、その実施に移らなければならぬのであります。その公共事業の対象となすべきものが、このたびの風水害によつて大きく被害が起きた。そこでこの風水害の復旧対策というものを、当然何千億か計上しなければならぬのではなからうか。こゝろ思ふときに、この二十八年度の予算に繰入れてありますところの災害地の各県各町村の公共事業交付金というものは、どういふ結果になるか、この辺をひとつお尋ねします。

○米田政府委員 今のお話、ちよつとよくわからなかつたのですが、交付金というものは、今予算の中に組んであります。府県への補助金のことだと思ひますが、災害復旧の予算が組まれます。と、もちろん各県へ補助金として出すことになり。そのあとどうなるかという御質問でしたが、どうなるかという意味は……。

○佐藤(虎)委員 それは今度の風水害による復旧対策というものを、予算の上に計上されるでありましょ。それ

れと、二十八年度予算に公共事業の補助費とあるのは重複しないかというのです。

○米田政府委員 それは今措置をいたしておるのに、直轄の事業と府県の事業との二つにわけて措置をいたしております。一つの直轄の事業の方は、御承知のように第一回の緊急支出になつております。近く第二回の緊急支出をする。これは直轄の地方建設局に交付をいたすのであります。それから第二段の府県への補助金は、今月の半ばから各県へ災害検査に参ります。災害検査を八月中には完了いたしまして、果から出て來ております金額を明確に決定をいたすのであります。それがきまると、それから今年度予算に計上してあります百億の災害予備費の中から支出することになります。

災害の方はそういう措置をして行きますが、その災害のほかに、これに伴う改良の事業に屬する予算が必要になつて來ると思ふ。しかしこの問題はまた、そういう声は非常に強いのですけれども、今すぐ措置をするわけに参らぬので、その前にどうしても調査をしなければならぬ。たとえば、白川のよきお話がありましたように、白川のよき問題について、これは調査をして計画を立てないと、その経費の算定ができない。計画の方法もきまらないのであります。こゝろ、まず急いで調査をいたしたい。こゝろいう予定では、これも本年度の災害予備費の百億の中でぜひ交渉をいたしたいというふうにと考へております。それができまると、その改良に類する経費を必要とするのであります。この経費については、今年度の予算の中では、今のところ措置を

ことし六月の二十六日に来たのは早
いと言われるけれども、昭和二十四年
は六月十九日に、南九州から中国地
方にデラ台風が来ておりまして、最近
は六月に来ることは常識になつてお
る。三・五・二というのは、何か金料玉条
のごとく言つておられますけれども、
次年度の五をやる前に災害が来る。そ
ういふことはひとつ考えを改めてもら
つて——もちろん財政のわくによつて
いろいろ苦勞されていることは知つて
おります。しかし、繰返し申し上げて
いることは、もちろんあなた方も御存
じの通りであります。日本を救うに
は、この際非常手段を講じなければだ
めです。バランズだけとつてお
つて、そして二百億、三百億の財政資
金を惜しんでいる。そして何千億とい
う損害をいたしては、日本は立ち上れ
ないといふことなのであります。それ
を救うためには——何もこれは永久に
やる必要はないが、少くとも三年、四
年間、予算の編成方針に重大な変革を
来さなければならぬ、こういう意味
で私は申し上げてゐるのであります。
そういうような考え方を大蔵省にでき
るか、できないかといふことを確かめ
たい。私は吉田内閣を支持している自
由黨員でありますけれども、今のやり
方では、日本はよくありません。私は
何も防衛費を削れといふことを主張す
るものではないけれども、早く日本の国
内を整備しなければいけないのではな
いかという考えを持っております。こ
ろにあるかといふことを聞きたいのであ
ります。

○石原(周)政府委員 非常にむずかし
いお尋ねでありまして、事務当局から
お答えをいたすことが適當であるかと
うか存じませんが、先ほどの佐藤委員
のお尋ねに對しても申し上げましたよ
うに、一應二十八年度の予算に現われ
た姿をごらん願いますと、その割合
は、今お尋ねのような趣旨からいたし
ますと、著しく少いではないかといふ
おしかりがあるかもしれませんが、相
当に顯著な増加の割合を見ております
のは、ただいまお話のございましたよ
うな国土の維持、あるいは国土の損耗
に一つの重点を注いでいることの現わ
れである、私どもは考えておりま
す。ほかの経費というものは、しばら
く忘れてといふことではありませ
んが、それに対して優先権を与えるとい
うことになりまして、結局いろいろな
数字に表現する場合における考え方と
申しますか、判断の問題に帰着するか
と思ひます。私どももいたしまして
は、二十八年度におきましてごらんの
ように、相当他の比較におきまして
は、顯著なる増加をいたし、その公共
事業に對する認識は引續き持つてい
るつもりであります。なかなか災害の
防止につきましては、引續き努力して参
りたいと考えております。

○瀬戸山委員 これは日本を治める根
本の問題でありますから、あなたにこ
れ以上申し上げてもしかたないが、た
だ大蔵大臣がいくら何とかかと言つ
ても、あの龐大な機構を持つておら
れる財務当局が、やはりそういう日本
を治める根本の問題についてお考えが
成り立たなければ、なかなか進まない
という考えを持っておりますから、ほ
んとこの仕事をしておられるあなた方
にこれを申し上げてゐるわけでありま
す。そこでぜひそういう考えを持つて
もらつて、日本の国を早く健全なもの
にしていただきたい、またしなけたば
ならぬという意見を申しておきます。
今度できた災害は、まあいろいろな
災害がありますが、何も建設省関係ば
かりではありませんが、百億の災害予
備費、さつき問題になりましたといふ
ものでは、事務当局は、直轄は別と
して、府県その他のものは、これから
調査して計數を出さなければ、足りる
か足りないかわからない。これは議論
でありまして、常識的には足りないとい
思ひますが、その場合に、大蔵当局と
してはほつたらかしておかれるつもり
であるかないか、聞いておきたい。
○石原(周)政府委員 先ほど来お答え
がございましたように、今までの災害
で百億が足りないかといふことにつ
きましては、実は計數がそろつて
いないのでございます。今後どの程度
の災害が参るかといふことはわかりか
ねるものでございますが、先ほど来建設
省からお答えがございましたように、
今日におきまして足りる足りないとい
うことは、ちよつと時期が早いと思ひ
ます。ただ常識上、その金額が足りぬ
ことにはせぬかといふお尋ねでござ
います。かりにそういうようなこと
に相なつたといひましたならば、そ
ういふ場合にはどうするかといふお問
いでございしましたが、その点は、全体
の予算修正あるいは補正をいふ問題に
なりますので、財源の關係その他全体
の総合的な見地、からいたしまして、
今日といたしましては、ちよつとお答
えいたすに早いと思ひます。

○赤沢委員 きのう特別委員会での御
発言の中に、治水に關して、河川の改
修計画に遊水地帯の設定が伴つてい
るというお言葉がございました、たいへ
ん安心いたしましたわけでございますが、
これは実は私研究してみたいと思ひま
す。当委員会としても、この問題は太
きく取上げべきではないかと思ひま
す。つきましては、御多忙中恐縮でござ
いますけれども、一例として筑後川
と白川についての遊水地帯の計画を、
簡単な要図でつこうでございませ
う。なお口頭でもつて、ひとつ簡単に
どういふ御計画になるか、御説明を願
ひたい。
○米田政府委員 筑後川及び白川に關
しましては、早急に調査隊を編成し
て、全線にわたる上流から下流までを
詳細に調査して、計画を立てたいと思
つております。その計画の中には、お話
のような遊水地帯という計画も、適地
を得れば実現をいたしたいと考えてお
りますが、まだ構想の程度でありまし
て、ただいまのお話の図面等になりま
すと、私どもの今の計画ではこの秋ま
では現地調査を終つて立てたいと思
つておまして、そのときには詳細に
お話できると思ひますので、お待ちい
ただきたいと思ひます。ただ、構想と
しては、私も上流でダムを建設する
ことによつて、なるべく洪水は上流の
山地でできるだけとめたい。それから
出て来た下流の洪水については、現在
の堤防の川幅は、現状からさほど広げ
ることは困難でありますので、お話の
ような遊水地帯というような問題を研
究しなければならぬと思ひます。どう
いう地点につくるといふことは、現地
の調査によつて研究してみたいと思つ
ております。白川についても、大体同

様でございますが、白川は、上流は御
承知のようにああいふような地帯でござ
いますので、これは特に洪水調節のほ
かに、砂防の問題が非常に重要な問題
になると思ひます。そういう点を考慮
研究してみたいと思ひます。
○赤沢委員 昨日私が質問いたしまし
たのについて、私聞き間違つたかもし
れませんが、昔、殿様がなか／＼偉か
つた、遊水地帯までつこうとおつたの
ですが、現在の改修計画、治水計画は
どうなつておりますかという質問に對
して、実はできてゐるんだというよう
に私聞いたものであります。しかしそ
うでございますと、要図を出していた
だくことは撤回いたします。どうか十
分御調査の上で、計画を提示してい
ただいてつこうで。

もう一つお尋ねいたしますが、大臣
は先般の長崎の地すべりをごらんにな
りましたか。
○戸塚國務大臣 いや。
○赤沢委員 ごらんになりませんか。
これはここにいらつしやいます方々の
御所管ではないと思ひます。建設省に
も地すべり課というものはないでし
うから、どこの御所管か知りませ
んが、これはやはり大きな問題だと思
ひます。われ／＼の生活も文化も思想
も、すべて大地の上に立つてゐるわけ
ですが、そのよつて立つてゐるところ
の大地が始終動くといふことであつて
は、そこに生活も思想も文化も生れな
いと思ひ次第でございます。ところが
が、実は長崎県の北松浦地帯金殿にお
たつて起つております。そこには水田
もあれば畑地もある、さらにたくさん
の人家も立ち並んでゐるわけござい
ます。現在地すべりを起してゐる。こ

これは緩慢に行きますから、あまり死者等は起らぬようでありますが、しかし私の見たところでは、至るところに山の中腹に二百メートル、三百メートルの亀裂が入っている。私どもが、これは危険じゃないですかと言うと、村長さんいわく、多年の経験であつて、これより三年ぐらいつて来ないのだという。よな、きわめて非科学的なことを言つて一時を糊塗している。こういうふうな生活を郡の人がほとんどやつてゐるわけでございます。私どもは、実に驚いた次第でございます。これはまさに政治が貧困と申すよりは、政治が貧乏ではないかというところまで私どもは思つた次第でございます。河川局長は、きのう私がお尋ねいたしましたことについて、建設省にりつぱな国立という土木研究所があるというふうにおつしやいました。この土木研究所でもつて、地すべりの予防についてどう御研究を遂げていらつしやいますか。所長さんでなかつたら、おそれからかぬでしようが、どなたかおわかりになるでしようか。

○米田政府委員 地すべりについては、砂防として処置をいたしている部分が各所にございます。それらについては、実は研究所ももちろん参画をいたしておりますが、建設省の本省の方、あるいは地方建設局及び府県等が合体して、それらの現地についていろいろ研究をいたしております。たとえば大和川の亀ノ瀬の地すべりという問題、これは昔から有名な地すべり地帯でございますが、そこについては、大阪府と地方建設局と本省と研究所と、そういうもので合体をして研究をいたしております。それに相当時間が

かかりますのは、実際に地盤の動いておる相当長期の間の調査の結果、資料をつくらねばならないと結論が出ない性質のものであります。あるいは長野の茶臼山のごとき、これもいろいろ研究をいたしております。そういう個々について研究をいたしております。

○赤沢委員 建設大臣に、そのことについてお願いをいたします。まことに気の毒な状態でありまして、今河川局長が言われますように、なるほど原則としては研究はできているようでございますが、結論としては、きのうも申し上げたのですけれども、これは人体にえらぬ、がんのようなもので、どうにもならぬという結論が多く出ているようであります。それならそれで、また打つべき手もあるでございまして、さらにまた警備につきまして、これは私は建設省としたいのであります。何と申しまして、国土保全という観点からいたしまして、非常に大切な問題でもありまして、十分御検討くださいますとともに、さらにそういう生活に切つて切つた表情をもつて、日生活にせしめようとおる人々を、どういうふうな指導すればいいか。これには家を立ちのかせることについて、問題はあります。現在町長さん、村長さんが言われますのは、あぶないから立ちのけと言ひのだけれども、何も物質が伴わないで、ただ立ちのけ立ちのけと言つても、住民にはびりつと来ない。こうした地すべり地帯には、農家もあれば、たぐさんの炭鉱住宅も建つておる現状でありますから、これがあすの日にも大きな災害を起さないとい

限らない。やはり将来の問題として危険地帯を設定して、ここには住家を建てさせないとか、現在建っているものは何らかの方法で安全地帯に移転させるとか、何らかの方法を講じていただくなければ、国土保全の見地から、予防できるものなら何とか方策を講じていただきたいというところを、熱望いたします。次第でございます。

○戸塚国務大臣 お話のごとく、地すべりは、ことに北松の今度の問題は、ずいぶんひどいように承知いたしております。私も行つて見たかつたのであります。また長崎県知事も、来いというところであります。あつたのは、交通の關係も何でございしたのと、時間の都合があつて、やむを得ず行かなかつたのであります。これは私も一度行つて見たいと思つておるわけであり

それから、地すべりは、私は専門家でないからわかりませんが、全国各地にあるようであります。それがごとごとく態様が違つておるのです。それだから、その場所々々で調査をして、ただいまお話のような措置をし、あるいはやむを得ないものならば、その立ちのきをさせるとかいうようなことを考へて行かなければならぬと思うのであります。長崎の場合は、建設省としても調査をしつゝあつたわけでありまして、相当なところまでは研究をいたしておつたように私は聞いております。これは実は余談にわたるようですが、静岡の少しこちらに由比というところが、静岡の少しこちらに由比というところが、今お話のように、始終動いていてという心配をいたしている。

こういふところのやり方について、どうも私も氣に入らぬところがありまして、国土保全という關係からいつて、所管の問題などについてもこれはもう少しつ込んで行かなければならぬところがあるようであります。これは御趣旨を十分に尊重いたしまして、できる限りの方途を講じたい、かように考えております。

○内海委員 先ほど佐藤君から希望な質問があつたようでありまして、西日本の災害は、まづたく未曾有の大被害でありまして、これが善後措置については、言うまでもなく緒方氏がみずから中央本部長になり、大野国務大臣が現地の本部長となつてやつておられるような次第であります。これは先ほどの政府の御答弁によると、八月の半ばごろに大體の構想なり計画なりが決定する見込みであるという話であり

○戸塚国務大臣 災害復旧につきましては先般いつの委員会でもございましたが、私の氣持を申し上げたと思ひますが、三、五、二という比率の問題もあつたけれども、災害復旧はどうか。これは調査の關係もあるから、その年度には実施し得ないという場合もありまして、やむを得ず翌年度になるという考え方がありますが、そういうふうにしてこれを処理して行かないければ、先ほどから皆さんのお話のように、だん／＼心配がふえるばかりだといふ点もあつたので、ぜひともその年度あるいは翌年度に処理して行くという方針。これは従前はそうであつたのでありますから、そういうところに戻りたいと私は考へております。しかし、何分にも金が行かないという場合もあると思ひますが、原則としては、そういうふうな

て行くか、それとも政府全体の臨時なり恒久なりの計画を立てて行くかという線をごに引かれるときにおいても、建設大臣が従来とつて参りました河川計画なり道路計画なり、あるいは水道計画なり、そういう計画は、明年以降において一貫して遂行することが度できるかどうか。これらの問題に対して、おそれる幾分の影響があるのではないかと思ひますが、こういうふうな点について、もつと詳細に災害対策委員会等において質疑応答も十分あつたろうと思ひますが、建設大臣独自の見解において堅持せられていられるところの方策なりお考えを、この機会に御発表願へば幸ひと思ひます。

方針を建設省としてはとつて参りた
い、かように私は考える次第であり
ます。その場合に、従来の残つてい
る現在一千億円の過年度災害の問題
もありますので、これは並行してでも
片づけて行くという考え方でなければ
ならないと存じておるのであります。

なお、この災害について、相当の復旧
費等もあるし、また河川の問題が一層
めんどろになつて金をかけなければな
らぬという事態になつて、道路とか住
宅というよりな問題の従来の計画に順
應を来すような心配はないかというよ
うな御心配でございます。これは今あ
らかじめどうするということは、はつ
きり申し上げるわけには参りませんけ
れども、私といたしましては一つの災
害を排除するために、他の計画があま
りに狂うというようにはいたしたくな
い、これはやはりそれと並行して参
らなければならぬ問題だと考へて、努
めて計画を遂行するようにして参りた
い、かように考へております。しかし、
これは大きく申しますれば、やはり
先ほど主計局の次長からも話があつた
ように、国全体のバランスの問題とい
うようなことになつて参りますので、
一概に申し上げるわけには参らないと
思いますが、何を申しても国土の保全
ということが大切でありますので、こ
れには政府としても全力をかけて行
べきものである、こういうふうに思
います。なおこの機会に、従来所管の問
題等についていろいろ複雑な関係があ
る、あるいはまた河川の管理について
も、いろいろめんどろな問題があるよ
うに承知いたしておりますけれども、
こういう問題も、ほんとうに国土を
保全するという意味、あるいはほんと

うに国の基盤を築くという意味からい
えば、万難を排してでも何とかこれを
明確な——皆さんの御心配にならない
ように、また国民としても安心が行く
ようなふうにして持つて行くのが、私はほ
んとうだと思ふ。私はこれがために、は
全力を尽す覚悟であります。

○久野委員長 先ほどの佐藤委員並び
に瀬戸山委員の御発言、さらにたゞい
まの南海委員の御発言は、まことに重
要でありまして、来年度の予算編成を
前にして、相当考へなければならぬ
多くの示唆を与えておられると思ふので
あります。ついでには、今回の調査団の報
告等にもよりますると、筑後川の夜明
ダムの建設が災害の原因をなしている
のではなからうかというような意見発
表もあるようでありますから、国土総
合開発の観点からも検討されなければ
ならないと存じます。さうな意味合
いから行きまして、この問題はさらに
検討を要する事柄でもあると思ひます
ので、次会に引續いて当委員会にお
いて検討を進めたい、さうに考へて
いる次第でございます。

○内海委員 ちよつと簡単に希望だけ
述べさせていただきます。

丁承いたしました。ところで、ただ
いま委員長のお話もありました通り、国
土総合開発審議会においては、本年の
二月二十六日をもつて、最も水害の莫
大であつた岩手、宮城を通ずる北上川
総合開発法なるものが通りまして、ま
ことに前途に光明を輝かして、住民は
この希望のもとにやつておられるよう
な次第であります。本年の第一回の国土
総合開発審議会におきまして、ちよう
ど六月二十九日でありましたか、山形
県の最上川と一都五県を通ずる利根川

の問題が取上げられて、いよいよ
国の総力をもつてこの利根川と最上川
を開発するために審議を続行すること
になつたのであります。ちようど六十
数年ぶりの大災害であるあの九州の罹
災あるいは熊本、さらに佐賀県等に対
して、年々襲われるこれらの水系等に
ついて、やはりこの機会に臨時応急の
措置として国土総合開発審議会にか
け、できるならば閣議決定をもつて邁
進せしめていただきたいということ
を特に希望しておきます。おそらく九州
の人々の希望もここにあると思ふので
あります。ただいたすに、予算措置で
あるとか、あるいは大蔵省はこうだ、
経済審議庁はこうだといった責任のな
すり合いではない。これは少くとも
一本の線に盛り立てて、強く閣議決
定をもつて、どうしても実施しなけれ
ばならぬという線に進めて行くこと
こそが、建設省が非常なる感謝をもつて
迎えられることではなからうかと思
ひます。大臣の責任において、ぜひとも
この来るべき国土総合開発審議会に提
案のできますように、私よりも特に
希望しておく次第であります。(拍手)

○久野委員長 本日はこの程度といた
しまして、次会は公報をもつてお知ら
せすることとし、本日はこれにて散会
いたします。

午後零時五十六分散会

第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

二三 表 中 欄 標準建設 標準建設
費() 費()
標準(額) 標準(額)

第八号中正誤

頁 段 行

二一 一六 「打切り」は「打切」の
誤

二二 二三 「第十五条の二」は行頭
二字目より「第十五条
の二」となるべきの誤

二二 三三 削るべきの誤

第九号中正誤

頁 段 行 誤 正

二二 二四 同条第三項 同条第三項
を第二項 同条第二
項

二二 二五 第三項 同条第三項

昭和二十八年七月二十一日印刷

昭和二十八年七月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局